

特定施設の設置者等に係る水質測定義務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の12及び浜松市下水道条例（昭和37年条例第21号。以下「条例」という。）第11条の5に規定する水質測定義務の履行に対する指導、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号。以下「省令」という。）第15条第2号ただし書きに規定する測定回数並びに法第39条の2及び条例第11条の6に規定する報告の徴収に関し必要な事項を定め、公共下水道の維持管理が適正に行われることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視対象事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場及び条例第11条の2第1項に規定する除害施設を設置した事業場のうち、公共下水道に排除される下水にかかる水質を監視する必要があると認められたものをいう。
- (2) 監視項目 監視対象事業場から公共下水道に排除される下水の量及び使用原材料等から監視する必要があると認められた水質項目をいう。
- (3) 下水排除基準 法第12条の2及び条例第11条の2に定める公共下水道に排除される下水の水質の基準をいう。

(対象と通知)

第3条 水質測定の指導は、監視対象事業場に対して行うものとする。

- 2 当該事業場が新たに監視対象になった場合において、次条により決定した監視項目及び測定回数について、当該事業場に対し水質測定結果報告指示書（様式第1号）により通知する。また、同条第3項の規定により、監視項目及び測定回数が変更になった場合も同様に行う。

(監視項目及び測定回数)

第4条 監視項目及び測定回数は、原則として、別表に定めるとおりとする。

- 2 監視対象事業場が行う水質測定を必要とする監視項目は、次の各号に掲げる事項を考慮して決定するものとする。
 - (1) 使用原材料、使用薬品、その使用方法等から公共下水道に排除されるおそれのある水質項目
 - (2) 排水量により下水排除基準が適用される水質項目
 - (3) その他必要と認められる水質項目

3 前2項の規定に関わらず、監視対象事業場の下水の水質が、下水排除基準に違反する状態が継続するおそれがある場合、監視項目及び測定回数を増加できるものとする。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、次に掲げる場合には、監視項目及び測定回数を減少することができるものとする。

(1) 原材料及び薬品の使用量の減少等により、下水排除基準に違反するおそれがなくなった場合

(2) 水質測定を継続して実施し、かつ下水排除基準を違反するおそれがない場合

(水質測定方法)

第5条 水質測定の検定方法は、省令第15条第1号の規定を準用する。

2 試料の採取方法は、同条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、第4号中「公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点」とあるのは、「他の排水による影響の及ばない地点」と読み替えるものとする。

(水質測定結果報告)

第6条 水質測定の結果は、水質測定結果報告書(様式第2号)により報告するものとする。

2 公共下水道管理者は、監視対象事業場が行った測定結果が下水排除基準に違反し、前項に規定した報告書にその内容に関する記述がない場合には、当該事業場に対し、原因究明及び講じた対策について速やかに報告するよう指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

浜 上 下 施 第 号
平 成 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

印

水質測定結果報告指示書

浜松市 区 町 番地に所在する貴事業場から排出される下水については、(下水道法第 1 2 条の 1 2 ・ 浜松市下水道条例第 1 1 条の 5) の規定に基づき、その水質を測定することが義務付けられています。また、水質測定結果については、(下水道法第 3 9 条の 2 ・ 浜松市下水道条例第 1 1 条の 6) の規定により、報告が必要となります。

つきましては、下記のとおり、排出水の水質測定結果を報告するよう通知します。

記

1 排出水の測定場所

2 測定項目及び測定頻度

3 測定方法

「下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号) 」に規定する検定の方法によること。(計量証明事業所による分析又は自己分析でも可能です。)

4 水質測定結果の記録

別紙「水質測定記録表」に記録し、5 年間保存すること。

5 水質測定結果の報告

(1) 様 式 別紙「水質測定結果報告書」又は計量証明書の写し

(2) 報告頻度 2 か月につき 1 回

(3) 提出先 〒430-0854 浜松市中区瓜内町 1 8 2 5

浜松市 上下水道部 下水道施設課

水質指導グループ

TEL 053-441-3631 Fax 053-441-4314

別 紙

水 質 測 定 記 録 表

平成 年 月分

事業場名：	採水場所：
-------	-------

採 水 日	時 刻	排水量 (m ³ /日)	採水者	分析者	測 定 項 目 (mg/l)						備 考 (特定施設・処理施設の状況)
					p H	水温					
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

※ 採水日と分析日が異なる場合には、その旨明記してください。

備 考	単位：mg/l (p Hは無単位 水温は℃ ガイキシ類はpg-TEQ/l)
--------	---------------------------------------

※ 5年間保存

別 表 (第 4 条関係)

分類	監 視 項 目	測 定 の 回 数
1	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 チウラム シマジン チオベンカルブ 1,4-ジオキサン	1 か月につき 1 回以上
2	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン ベンゼン	2 か月につき 1 回以上
3	フェノール類 溶解性鉄及びその化合物 溶解性マンガン及びその化合物	1 日当りの平均的な排出量が 50 m ³ 以上 : 1 か月に 1 回以上
4	銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 クロム及びその化合物 沃素消費量	1 日当りの平均的な排出量が 50 m ³ 以上 : 1 か月に 1 回以上 50 m ³ 未満 : 2 か月に 1 回以上
5	ダイオキシン類	1 年につき 1 回以上
6	温度 水素イオン濃度 (pH)	1 日につき 1 回以上
7	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 生物学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質 (SS) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類) 窒素含有量 燐含有量	1 日当りの平均的な排出量が 50 m ³ 以上 : 2 か月に 1 回以上

印の項目は、浜名湖水域に立地する終末処理場に下水を排出する事業場に適用する。

